

# あわらし市新型インフルエンザ等対策行動計画

あ わ ら し



令和8年3月



# 目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	- 3 -
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	- 3 -
第1節 感染症危機を取り巻く状況	- 3 -
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	- 4 -
第2章 あわらし市新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対応	- 5 -
第1節 あわらし市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	- 5 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 6 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方	- 6 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的	- 6 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 7 -
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	- 9 -
(1) 平時の備えの整理や拡充	- 9 -
(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	- 10 -
(3) 基本的人権の尊重	- 11 -
(4) 危機管理としての特措法の性格	- 11 -
(5) 関係機関相互の連携協力の確保	- 11 -
(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	- 11 -
(7) 感染症危機下の災害対応	- 12 -
(8) 記録の作成や保存	- 12 -
第4節 対策推進のための役割分担	- 12 -
(1) 国の役割	- 12 -
(2) 県および市の役割	- 13 -
(3) 医療機関の役割	- 14 -
(4) 指定（地方）公共機関の役割	- 14 -
(5) 登録事業者の役割	- 14 -
(6) 一般の事業者の役割	- 14 -
(7) 市民の役割	- 15 -
第2章 対策の基本項目	- 16 -
第1節 市行動計画の主な対策項目	- 16 -
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組	- 17 -
第1章 実施体制	- 17 -
第1節 準備期	- 17 -
第2節 初動期	- 19 -

## 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第3節 対応期 .....	- 20 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....	- 22 -
第1節 準備期 .....	- 22 -
第2節 初動期 .....	- 23 -
第3節 対応期 .....	- 24 -
第3章 まん延防止 .....	- 26 -
第1節 準備期 .....	- 26 -
第2節 初動期 .....	- 26 -
第3節 対応期 .....	- 27 -
第4章 ワクチン .....	- 28 -
第1節 準備期 .....	- 28 -
第2節 初動期 .....	- 29 -
第3節 対応期 .....	- 30 -
第5章 保健 .....	- 32 -
第1節 準備期 .....	- 32 -
第2節 初動期 .....	- 32 -
第3節 対応期 .....	- 33 -
第6章 物資 .....	- 34 -
第1節 準備期～初動期 .....	- 34 -
第2節 対応期 .....	- 34 -
第7章 市民生活および市民の社会経済活動の安定の確保 .....	- 35 -
第1節 準備期 .....	- 35 -
第2節 初動期 .....	- 36 -
第3節 対応期 .....	- 36 -

## 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

### 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

#### 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

##### 第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により未知の感染症との接点が増大している。さらに、国際的な人の往来が活発化しているため、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれが大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き、世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識し、平時から体制を整える必要がある。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒト、動物および環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ<sup>1</sup>の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなるまたは効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

---

<sup>1</sup> 人間および動物の健康ならびに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症および新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定地方公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等<sup>2</sup>は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活および国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症<sup>3</sup>
  - ② 指定感染症<sup>4</sup>（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
  - ③ 新感染症<sup>5</sup>（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- である。

---

<sup>2</sup> 特措法第2条第1号

<sup>3</sup> 感染症法第6条第7項

<sup>4</sup> 感染症法第6条第8項

<sup>5</sup> 感染症法第6条第9項

## 第2章 あわら市新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対応

### 第2章 あわら市新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対応

#### 第1節 あわら市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

平成25年(2013年)6月、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)が策定され、令和6年(2024年)7月、新型コロナ対応の経験を踏まえて改定された。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会をめざすものである。

また、福井県(以下「県」という。)においても政府行動計画が改定されたことを受け、県における新型コロナ対応の経験を踏まえて福井県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)が令和7年(2025年)3月に改定された。

本市では、平成25年(2013年)3月に、「あわら市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、国が緊急事態宣言を発令した場合に、直ちに、市長を本部長とする「あわら市インフルエンザ等対策本部」を速やかに設置し、全庁を挙げて対策を推進する体制整備を図った。さらに、平成26年(2014年)3月には、あわら市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を策定した。

今般、政府行動計画および県行動計画が改定されたことを受け、市行動計画を改定する。なお、国の動向や県での取組状況等を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の改定を検討する。

## 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方

### 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

#### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方

##### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等は、発生時期や場所を予測することが困難であり、発生そのものを防ぐこともできないため、ひとたび発生すれば、市民の生命・健康に加え、日常生活や社会経済活動にも深刻な影響を及ぼす可能性がある。

市では、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下の目的のもとに対策を講じる。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。
  - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
  - 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
  - 適切な情報提供や予防啓発を通じて、市民の感染予防行動を促進する。
  
2. 市民生活および市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活および市民の社会経済活動への影響を軽減する。
  - 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
  - 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務または市民生活および市民の社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

政府行動計画および県行動計画では、科学的知見等も踏まえ、地理的な条件、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。市行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、政府行動計画および県行動計画を踏まえ、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性および対策そのものが市民生活および市民の社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階（準備期）では、市民に対する啓発や事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。  
新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を行う。
- 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、国や県と連携し、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等への協力を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。  
また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。
- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活および市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなること

も含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

また、地域の実情等に応じて、国および県と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

市民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県および市による不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性がある場合は、そのことについて周知し、市民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市および指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要である。

## 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方

### 第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画または業務計画に基づき、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(ア)から(エ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

#### (ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### (イ) 感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、感染事例の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例が探知された後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### (ウ) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### (エ) DXの推進や人材育成等

国および県の動向を踏まえたDXの推進のほか、人材育成、県および国との連携を行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活および市民の社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的および社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(エ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命および健康の保護と市民生活および市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、県等と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応する。

(イ) 医療提供体制と市民生活および社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や県のリスク評価に基づき、適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。個々の対策の切替えのタイミングについて、県が目安等を示している場合は、当該目安等をふまえて適切な時期に対策の切り替えを実施する。

(エ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症等、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部、政府対策本部や県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等

## 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方

において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

### (7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や、自宅療養者等の避難のための連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

### (8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 第4節 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検および改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）および閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新

型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

## (2) 県および市の役割

県および市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

### 【県の役割】

県は、特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関または医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、県は、保健所設置市や感染症指定医療機関等で構成される福井県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況について毎年度進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施、評価・分析し、改善を図る。

### 【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。また、感

染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定および連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療および通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。市民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等、個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第2章 対策の基本項目

### 第2章 対策の基本項目

#### 第1節 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する」ことおよび「市民生活および市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

以下の7項目を市行動計画の主な対策項目として定め、項目ごとに、準備期、初動期および対応期に分けて対策の切替えのタイミングを示すことで分かりやすく、取り組みやすいものとする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活および市民の社会経済活動の安定の確保

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

## 第1章 実施体制

### 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組

#### 第1章 実施体制<sup>6</sup>

##### 第1節 準備期

###### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生しまたはその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成および確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

###### (2) 所要の対応

###### 1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画および県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

《健康長寿課、全庁》

###### 1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を策定するとともに、必要に応じ変更する。なお、市行動計画を策定・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>7</sup>。

《健康長寿課》

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保および有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、県の業務継続計画との整合性に配慮しながら必要に応じて変更する。

《危機管理課、全部局》

- ③ 市は、国および JIHS の支援を受け、新型インフルエンザ等対策に携

6 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）および第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

7 特措法第8条第7項および第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

わる専門人材や行政職員等の養成等を行う。

《健康長寿課》

- ④ 市は、必要に応じて 各部課等横断的な「あわらし新型インフルエンザ等対策連絡会」(表1)を開催し、関係課等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。

《健康長寿課》

1-3. 関係機関との連携の強化

- ① 市は、県や指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認および訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

《健康長寿課、危機管理課》

- ② 市は、新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

《健康長寿課》

- ③ 市は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、相互に着実な準備を進める。

《全庁》

表1

あわらし新型インフルエンザ等対策連絡会				
委員長	健康福祉部長			
連絡会委員	関係課課長			
事務局	局長	健康長寿課長	局員	局長が指名する職員
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集と共有</li> <li>・ 対応策の検討や対応体制の確認</li> <li>・ 市民への適正な情報提供</li> <li>・ 市民、職員等への感染防止策の周知</li> <li>・ 関係機関との連絡、調整 等</li> </ul>			

## 第1章 実施体制

### 第2節 初動期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生しまたはその疑いがある場合には、市においても事態を的確に把握するとともに、市民の生命および健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。市は、必要に応じて市連絡本部を設置し、市および関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

#### (2) 所要の対応

##### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 府対策本部および県対策本部が設置された場合、市は、必要に応じて、あわら市新型インフルエンザ等対策本部（表2）を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

《健康長寿課、全庁》

- ② 市は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

《総務課》

##### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、国からの財政支援<sup>8</sup>を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する<sup>9</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。

《財政課》

---

8 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項および第2項

9 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

## 第1章 実施体制

表2

あわらし市新型インフルエンザ等対策本部				
本部長	市長			
副本部長	副市長			
参与（本部員）	教育長			
本部員	各部（局）長・理事			
事務局	局長	健康長寿課長	局員	局長が指名する職員
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等対策行動計画実施に関する事</li> <li>と。</li> <li>・ 新型インフルエンザ情報の収集、伝達に関する事</li> <li>と。</li> <li>・ 職員の配備に関する事</li> <li>と。</li> <li>・ 関係機関に対する応援の要請および応援に関する事</li> <li>と。</li> <li>・ 県の対策本部との連携に関する事</li> <li>と。</li> <li>・ 他市町との連携に関する事</li> <li>と。</li> <li>・ その他新型インフルエンザ対策に関する重要な事項の決定に関する事</li> </ul>			

### 第3節 対応期

#### （1）目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

市は、感染症危機の状況ならびに市民生活および市民の社会経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異およびワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

#### （2）所要の対応

##### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市の全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>10</sup>を要請する。

《健康長寿課、危機管理課》

- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町または県に対して応援を求める<sup>11</sup>。

《康長寿課、危機管理課》

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援<sup>12</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>13</sup>し、必要な対策を実施する。

《財政課》

3-2. 市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する<sup>14</sup>。また、市は、市内に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>15</sup>。

《健康長寿課、危機管理課》

3-3. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する<sup>16</sup>。

《健康長寿課》

---

10 特措法第26条の2第1項

11 特措法第26条の3第2項および第26条の4

12 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項および第2項

13 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

14 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

15 特措法第36条第1項

16 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

### 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<sup>17</sup>

#### 第1節 準備期

##### (1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、感染症対策等について必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー<sup>18</sup>を高めるとともに、国、県および市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

##### (2) 所要の対応

###### 1-1. 感染症に関する市民等への情報提供・共有

市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況等の情報等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、継続的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについても啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

《健康福祉部、教育総務課、政策広報課》

17 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者および住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期および対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

18 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 1-2. 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

- ① 市は、県と連携して、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

《健康福祉部、教育総務課、政策広報課》

- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

《健康長寿課、監理課》

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生または発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。なお、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策等について、ホームページ等により、市民等に対し迅速に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについても啓発するとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

《健康福祉部、教育総務課、政策広報課》

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

《健康長寿課、監理課》

- ② 市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

《健康長寿課》

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。なお、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

#### (2) 所要の対応

##### 3-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策等について、ホームページ等により、市民等に対し迅速に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについても啓発するとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

《健康福祉部、教育総務課、政策広報課》

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

《健康長寿課》

- ② 市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

《健康長寿課》

## 第3章 まん延防止

### 第3章 まん延防止<sup>19</sup>

#### 第1節 準備期

##### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

##### (2) 所要の対応

###### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

《健康長寿課》

#### 第2節 初動期

##### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

##### (2) 所要の対応

###### 2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

《危機管理課》

---

<sup>19</sup> 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者および住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期および対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

## 2-2. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、国から共有される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策、県・市が収集・分析した情報等について、関係機関に共有するとともに、必要に応じて、市民等に迅速に提供・共有する。

《健康長寿課、関係部局》

## 第3節 対応期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. まん延防止対策の内容

市は、国や県、JIHS による情報の分析やリスク評価を踏まえ、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況および市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

《関係部局》

## 第4章 ワクチン

### 第4章 ワクチン<sup>20</sup>

#### 第1節 準備期

##### (1) 目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、県、医療機関、事業者等とともに、必要な準備を行う。

##### (2) 所要の対応

###### 1-1. 特定接種の基準に該当する事業者（登録事業者）の登録等

###### 1-1-1. 登録事業者の登録に係る周知

市は、特定接種について、国が事業者に対して登録作業に係る周知を行うに当たり、県とともに必要な協力を行う。

《健康長寿課》

###### 1-1-2. 登録事業者の登録

市は、国が登録事業者の登録を行うに当たり、県とともに必要な協力を行う。

《健康長寿課》

###### 1-2. 接種体制の構築

###### 1-2-1. 接種体制

市は、国および県の方針を踏まえ、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

《健康長寿課》

###### 1-2-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

《健康長寿課、総務課》

###### 1-2-3. 住民接種

市は、県および国の方針を踏まえ、迅速な予防接種を実現するため、平

---

20 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

## 第4章 ワクチン

時から次のとおり準備を行う。

- (ア) 国や県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>21</sup>。

《健康長寿課》

- (イ) 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

《健康長寿課》

- (ウ) 接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、坂井地区医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

《健康長寿課、教育総務課》

### 1-3. 情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

《健康長寿課》

### 1-4. DXの推進

市は、国が構築する接種記録、ワクチンの分配、副反応報告等に係るシステム等を活用し円滑な接種につなげる。

《健康長寿課、政策広報課》

## 第2節 初動期

### (1) 目的

国や県の方針に基づき、接種体制を構築し、速やかな予防接種へとつなげる。

---

21 予防接種法第6条第3項

## 第4章 ワクチン

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 接種体制

##### 2-1-1. 接種体制の構築

市は、県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

《健康長寿課、総務課》

##### 2-1-2. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者や医療関係団体に対して必要な協力を要請する。

《健康長寿課》

## 第3節 対応期

### (1) 目的

国や県の方針に基づき、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

《健康長寿課》

##### 3-1-1. 特定接種

市は、国の特定接種の実施方針を踏まえ、国および県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

《健康長寿課、総務課》

##### 3-1-2. 住民接種

① 市は、国からの要請を受けて、準備期および初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

《健康長寿課》

② 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに市民に対し、

接種に関する情報提供・共有を行う。

《健康長寿課、政策広報課》

- ③ 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

《健康長寿課》

- ④ 市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が準備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

《健康長寿課、政策広報課》

### 3-2. 健康被害救済

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

《健康長寿課》

### 3-3. 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

《健康長寿課》

## 第5章 保健

### 第5章 保健

#### 第1節 準備期

##### (1) 目的

市は、平時から、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する。さらに、収集した感染症に係る情報を関係者や住民に積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を行う。

##### (2) 所要の対応

###### 1-1. 感染症に関する市民等への情報提供・共有

市は、第2章第1節（「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」における準備期）で定めたとおり、平時から感染症に関する情報提供・共有体制を行う。

#### 第2節 初動期

##### (1) 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市行動計画に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民等に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の市内の発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

##### (2) 所要の対応

###### 2-1. 住民への情報提供・共有の開始

市は、第2章第2節（「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」における初動期）で定めたとおり、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q&A の公表等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を行う。

###### 2-2. 有事体制への移行準備

市は、県内での感染症発生後速やかに、感染症対策部門における人員体制を整備する。

《総務課》

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命および健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

3-1. 有事体制への移行

市は、初動期から継続して、感染症対策部門における人員体制を整備する。

《総務課》

3-2. 健康観察および生活支援

① 市は、県が実施する健康観察に協力する。

《健康長寿課》

② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供またはパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

《危機管理課、健康長寿課》

## 第6章 物資

### 第6章 物資<sup>22</sup>

#### 第1節 準備期～初動期

##### (1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

##### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等<sup>23</sup>

- ① 市は、市行動計画に基づき、その分掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>24</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>25</sup>。

《危機管理課、健康長寿課》

- ② 消防機関は、国及び都道府県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

#### 第2節 対応期

##### (1) 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保に努める。

##### (2) 所要の対応

##### 2-1. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資および資材が不足するときは、県と連携して関係機関が備蓄する物資および資材を互いに融通する等、物資および資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

《危機管理課、健康長寿課》

22 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活および地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

23 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

24 特措法第10条

25 特措法第11条

## 第7章 市民生活および市民の社会経済活動の安定の確保

### 第7章 市民生活および市民の社会経済活動の安定の確保<sup>26</sup>

#### 第1節 準備期

##### (1) 目的

新型インフルエンザ等感染症発生時における市民生活および市民の社会経済活動の安定を確保するための体制および環境整備を行うためのもの。

##### (2) 所要の対応

###### 1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

《健康長寿課、危機管理課》

###### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

《政策広報課、関係部局》

###### 1-3. 物資および資材の備蓄<sup>27</sup>

###### ① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節(「物資」における準備期)

1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>28</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>29</sup>。

《危機管理課、関係部局》

###### ② 市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

《健康長寿課》

26 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活および地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

27 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

28 特措法第10条

29 特措法第11条

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

《健康福祉部》

第2節 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の勧奨

市は、必要に応じ、国や県からの事業継続に向けた要請や情報提供について、市民や関係機関に周知する。

《商工労働課、関係部局》

2-2. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

《生活環境課》

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命および健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活および市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活および市民の社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

《健康福祉部、教育総務課》

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

《健康福祉部》

3-1-3. 教育および学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>30</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育および学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

《教育総務課》

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう、国および県と連携して、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

《商工労働課》

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国および県と連携して、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

《商工労働課》

---

30 特措法第45条第2項

- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国および県と連携して、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

《商工労働課》

- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務または市民の社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、国および県と連携して、生活関連物資等の買占めおよび売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>31</sup>。

《商工労働課》

#### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。

《生活環境課》

- ② 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

《生活環境課》

#### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

##### 3-2-1. 事業継続に関する事業者への支援

市は、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営および国民生活への影響を緩和し、住民の生活および地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

《商工労働課、財政課》

---

31 特措法第59条

3-2-2. 市民生活および市民の社会経済活動の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活および市民の社会経済活動の安定のため、以下の必要な措置を講ずる。

① ごみ収集・処理

まん延時でも一般廃棄物の収集・運搬・処理を適正に行うために必要な措置を講じる。

《生活環境課》

② 安定した上下水道の供給

まん延時でも上下水道施設を適正に稼働させて機能を維持するため、市職員および委託業者による運用体制を確立する。

《上下水道課》

3-3. 市民生活および市民の社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、国および県と連携し、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活および社会経済活動へのその他の影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱ぜいじやくな者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

《関係部局》

用語の定義（政府行動計画「用語集」より抜粋）

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症サーベイランスシステム	感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	本政府行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
国立健康危機管理研究機構(JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況(患者及び病原体)のレベルやトレンドを把握することを指す。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。